

平成30年決算特別委員会（第1分科会）開催状況

開催年月日	平成30年11月12日（月）		
質問者	日本共産党	菊地 葉子	委員
答弁者	環境生活部長	渡辺 明彦	
	水道担当課長	山田 博	

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 緊急時における迅速な給水体制の確立について</p> <p>（一）上水道の耐震化等に係る事業費などについて まず直近の、上水道の耐震化、および緊急貯水槽の整備の事業と、その進捗状況について明らかにしてください。</p> <p>（二）胆振東部地震の発災時における断水地域とその原因について 胆振東部地震において、停電に加え断水が起こった地域があり、災害時の住民生活をいっそう厳しいものにしました。断水した地域と、その原因についてうかがいます。</p> <p>（三）断水防止に向けた取組について 胆振東部地震において水道施設被災による断水が、断水総体の4割近くとなっております。耐震化整備等が重要と考えますが、断水を防止するための、浄水施設の耐震化、および管渠の耐震化について、今後どのように進めていくのか、うかがいます。</p> <p>（四）緊急貯水槽の整備状況などについて 次に、断水した場合の対処についてです。給水車による給水の他に、緊急貯水槽による給水があります。緊急貯水槽の整備はどのような状況か、今回の地震による断水の際、活用された緊急貯水槽があるのか、うかがいます。</p>	<p>（水道担当課長） 水道施設の耐震化等についてであります。平成28年度末現在における上水道事業及び水道用水供給事業における耐震化の状況は、浄水施設の耐震化率が21.9パーセント、基幹管路の耐震適合率が41.3パーセントとなっており、全国平均と比較してみると、浄水施設は6.0ポイント下回っておりますが、基幹管路は2.6ポイント上回っている状況にあるところです。</p> <p>また、平成29年度生活基盤施設耐震化等交付金を活用した緊急貯水槽の整備件数は、札幌市、苫小牧市、江別市の3つの市で、3基となっており、当該交付金による補助金額は約5,800万円であります。</p> <p>（水道担当課長） 胆振東部地震における断水の状況についてであります。水道施設の被災により札幌市など7つの市町で、24,826戸の断水が発生、また、停電により江別市など39市町村で、43,509戸の断水が発生したところです。</p> <p>（水道担当課長） 水道施設耐震化に係る取組についてであります。水道施設の耐震化には、多くの費用と時間を要することから、道としては、水道事業者が計画的に、施設の耐震化を進められるよう、各事業者の要望に沿って、生活基盤施設耐震化等交付金などの財源確保について、国へ要請してまいります。</p> <p>（水道担当課長） 緊急貯水槽の整備等についてであります。道内の市を対象として確認したところ、平成30年10月末現在、札幌市、室蘭市、帯広市、苫小牧市、江別市の5つの市で79基の緊急貯水槽が整備されているところでございます。</p> <p>このうち、今回の地震による断水により、札幌市、江別市の2つの市において緊急貯水槽49基のうち48基が、使用されたところです。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 緊急貯水槽からの給水方法について 緊急貯水槽の活用を伺いましたが、備えが功を奏したという結果が出ていると思います。 地中に埋設されたタンクに常時水を流し、断水の際は緊急遮断弁が閉じることで清潔な水を確保する緊急貯水槽ですが、地下のタンクから、給水を行う仕組みはどのようになっているのか、うかがいます。</p> <p>(六) 江別市における緊急貯水槽からの給水状況について その上屋の鍵、およびマンホールのロックですが、いずれも日常的には開けられない構造になっており、災害時に速やかに給水することが課題だと考えます。 胆振東部地震の際、江別市では浄水場が停電のために断水しましたが、午前 5 時半ころには緊急貯水槽から給水が始まったと伺っています。 地震発災後に、役所職員が登庁し、そこから緊急貯水槽に向かった場合、時間のかかることもあるのではないかと思います。江別市の場合、実際に現場に向かい開錠、給水開始したのは誰なのか、鍵は市役所から持ち出して貯水槽に向かったのか、そのあたりの状況をうかがいます。</p> <p>(七) 緊急時における迅速な給水のための体制確保について 江別市では管工事業協同組合がロックを解除し、給水を開始したのが速かったとのこと。 役所の職員が登庁して、鍵を持ち出して、それから緊急貯水槽に向かい、鍵を開けるこうしたケースの他に、水道業者の組合の他、貯水槽近くに居住する役所の職員やOB、町内会など近隣の信頼できる人に開錠を依頼することも有効な手段ではないかというふうに考えます。 災害時に開錠するシミュレーションを行い、速やかに開錠するための具体的手段を明確にする必要があると考えますが、いかがでしょうか、おうかがいたします。</p>	<p>(水道担当課長) 緊急貯水槽からの給水についてであります。緊急貯水槽は地下に埋設されており、その入り口は、上屋の中にあるものと、屋外に露出し特殊な蓋のマンホールで覆われたものの2つの型があります。 給水する際には、まずは、上屋の場合はドアを開錠し、また、屋外の場合は専用の器具でマンホールを開け、地下に設置されている緊急貯水槽本体のバルブに、ホースを取り付け、ポンプにより、水道水をくみ上げる仕組みとなっております。</p> <p>(水道担当課長) 江別市における対応についてであります。江別市においては、停電により断水となった後、市の指示に基づき、江別管工事業協同組合の職員が緊急貯水槽に出向き、持参した専用の器具で、屋外にある特殊なマンホールの蓋を開け、地域住民に対して、緊急貯水槽による応急給水を行ったと承知しております。</p> <p>(環境生活部長) 緊急貯水槽によります応急給水体制の確保についてでございますが、緊急貯水槽は、水道施設でございます管路の一部を区切って遮断いたしまして、貯水槽として使用するものであり、衛生上の措置や危機管理の観点から、水道法におきましては、「みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止すること」が求められているところでございます。 このため、緊急貯水槽の使用につきましては、水道事業者の責任のもと、水道事業者自ら、または委託事業者等と協力して行う必要がありますことから、緊急貯水槽を設置している5つの市におきましては、安全かつ確実、速やかに使用できるよう緊急時を想定したマニュアルを作成しておりますほか、年1回以上、実地訓練を行っていることと承知してございます。 水道事業者は、災害時におきましても、迅速な住民への給水が求められておりますことから、道といたしましても、緊急貯水槽を所有する水道事業者に対しまして、今後とも、一層、円滑な運用に向けて、緊急貯水槽等を使用した応急給水体制の整備充実が図られますよう促していきたく考えております。</p>